

令和 元年 筑前町議会文教厚生常任委員会会議録	
招集年月日	令和 元年 12月 10日 (火)
招集の場所	筑前町役場議員控室
開 会	令和 元年 12月 10日 (火) 10時 03分
閉 会	令和 元年 12月 10日 (火) 10時 20分
出席委員	委員長 深野良二 副委員長 寺原裕明 委員 柳雅明 委員 石橋里美 委員 山本久矢 委員 河内直子 委員 横山善美
欠席委員	なし
会議事件説明のため出席した者の職氏名	請願者 大念寺中央幼稚園 理事長 手塚敦子 母の会会長 武次潤子 紹介議員 山本一洋 こども課長 一木眞澄 教育課長 橋本照美
欠席者	なし
職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 議会事務局議会係長 仲村浩之 中原玲子
付託事件	請願第4号 「幼稚園類似施設を幼児教育・保育の無償化の対象に含めること」にかかわる意見書の提出を求める請願書 請願第5号 「幼稚園類似施設に通う幼児に対する利用料の補助」にかかわる意見書の提出を求める請願書

議 事 録

文教厚生常任委員会


令和元年12月10日(火)

開 会	
委 員 長	ただ今から、文教厚生常任委員会を開会いたします。 (10:03)
委 員 長	これより、本委員会に付託されました請願第4号「幼稚園類似施設を幼児教育・保育の無償化の対象に含めること」にかかわる意見書の提出を求める請願書及び、請願第5号「幼稚園類似施設に通う幼児に対する利用料の補助」にかかわる意見書の提出を求める請願書を議題とし、審査を行います。 審査につきましては、一括議題として説明と質疑を行った後、個別に討論と採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。 (異議なし)
委 員 長	異議なしと認めます。 それでは、本日の出席者をご紹介します。 請願者の大念寺中央幼稚園 理事長 手塚敦子様です。 母の会会長 武次潤子様です。 紹介議員の山本一洋議員、担当部局として、こども課長、教育課長。 以上の方々です。 お忙しい中ご参集いただきありがとうございます。 次に、請願趣旨について、請願者の説明を求めます。 大念寺中央幼稚園 理事長 手塚敦子様、よろしくお願いいたします。
手塚様	ここに書いてある請願書を読ませていただくような形になりますけど、10月より幼児教育無償化が始まってですね、うちへんは、大変それで困惑している状態なんです。 対象になる子と対象外が出たもんだから、なかなか次のステップが踏めなくて、募集ができない状態なんですよね。 それで、もう長年やってきて、30人程度の小さい幼稚園ではありますけど、皆さんから慕われて先生たちも頑張られて、幼稚園を終わらせるのはもったいないということで、この前、署名運動したら3,000人からの署名もありまして、やってるんですけど、だけど無償化の対象から外されるということは、やっぱり園児が集まらないことにはどうしても経営ができないから、そこら辺を県、国にですね、要望していただいたらどうかと思ひまして、紹介議員の山本さんをはじめ、皆さんにご迷惑をかけているような状態なんですけど。そういうことでよろしいでしょうか。
委 員 長	母の会の武次様から何かありますか。
武次様	今まで小さい幼稚園で、障がいがある方たちも受け入れていただいて、他の幼稚園で断られた園児を大念寺のほうで受け入れていただいて、保護者の方もとても助かってあって、とてもよくしていただいてあるということでお話をいただいておりますので、このまま募集がですね、できない状態が続いてしまいますと、今まで幼稚園に入れたはずの子が幼稚園に行けなくなってしまいますので、できれば大念寺幼稚園が存続できるようにご協力いただけたら助かります。よろしくお願いいたします。
委 員 長	ありがとうございました。 以上で、請願者からの説明が終わりました。 次に、紹介議員の説明を求めます。 山本一洋議員お願いします。
山本一洋議員	今、説明をしていただきましたけれども、もう議員各位、ご存じのように、制度が10月から始まりましたけれども、それによって、すべての園が、子どもたちが無償の対象になるということではなかったわけですね。私たちはすべての対象子どもたちが無償化になると思っていたんですけども。

	<p>たまたま大念寺中央幼稚園が認可保育所ではない、認可外保育施設だということと、認可保育施設というふうに分けられたわけですね。</p> <p>たまたま認可外保育施設のために、認可保育所の場合は、もう既にご存じだと思いますけれども、すべての子どもたち、例えば保護者の方が勤めていなくても今までどおり補助の対象になる。</p> <p>しかし、認可外保育施設の場合は保護者が勤めてないと対象にならないという、そういう法制度そのものがですね、矛盾もあります。</p> <p>そういうところも含めて、今現在、保育料の問題についてもですね、いち早く筑前町としては対応していただきました。4分の1分の5,750円については補助しようということでしたけれども。</p> <p>全体、例えば月額大体2万3,000円以外に、母の会等の費用を含めると大体3万円近くかかるんですけれども、その2万3,000円ぐらいの補助がないから、大体5,750円の町が補助しておりますから、あとの部分については個人負担ということになります。方や、すべて補償、方や補償じゃないというところのですね、そういう問題等々につきまして、いろいろ今、理事長も言いましたけれども、署名活動をやって、3,099名の署名もいただきながら、町にもお願いをしてきた経緯がございます。</p> <p>そういったところを含めてですね、ぜひ、よろしくお願ひしたいということでございます。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>他に、担当部局から補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>(説明なし)</p> <p>以上で、関係者からの説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑に入りたいと思います。</p> <p>請願者、紹介議員、当局に対して、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p>
寺原議員	<p>請願書の中にもありますけれども、今現在、幼稚園の類似施設というふうにされている理由ですね、それは、1つは文面にあります敷地面積が狭いということだろうと思いますけれども、もう1つ私が知っているのは、法人化の問題があるというふうなことを聞いてますけど、これは、ちょっと私がよく分からないのでですね、これはどういうふうなことになりましようかね。法人の。</p>
手塚様	<p>随分昔に、保育園とかお寺が始められたときは宗教法人というあり方は甘いというか、境内が子どもの運動場、本堂が講堂とかで下りてたんですよ。うちが始める頃はもう宗教法人では取ったら駄目という状態。学校法人にせろということだったです。</p> <p>その学校法人というのが厳しくて、講堂の敷地それから運動場とかですね、ちょっとそこまではうちも園児は少ないしですね、できなかったの、そのまま個人経営でずっと県からの補助も何もなくて、してきたわけなんですよ。</p> <p>それで最近、学校法人取るにはどげんしたらいいかと尋ねたら、今度は認定こども園にせろということですね、国は。保育園と幼稚園を合体した施設にせろと。</p> <p>そうすると今度は給食室とか保健室とか、またいろいろ建物を増さなきゃならない。それで甘木幼稚園あたりはそういうことに変えてあるから、もう立派なものができてるけどですね、園児も300名近くおる。</p> <p>うちあたりがそれをしようと思っても、そこまではできない。経済的にもできない。細々でも30人ぐらいで、今の状態で、よそから断られた方とか受け入れて、していきたいという現状なんです。</p>
寺原議員	<p>今の話でいくとですね、例えば町内に、お寺さんが幼稚園をしてあるところが他にないですか。それが幼稚園として認められている。</p>

手塚様	はい、宗教法人ですね。
寺原議員	それは宗教法人で、だから、ちょっと早くから始められたからというふうになりますか。
手塚様	うちより随分昔からしてあった。教覚寺さんと浄満寺さん、あそこはもう随分昔からしてある、宗教法人。だから今も宗教法人で、そのまんまそこは類似施設、認可も全部。 だから、学校法人の人だけで、宗教法人は出ないというなら私も納得いくんですね。浄満寺さんとかも狭いところではあるから。 だけど、宗教法人が、昔取ったのが見直されないで、そのままやってこられてあつて。
寺原議員	施設面としては、例えば、下高場区のお寺さんとはあまり、かえって、そちらのほうが大きかったりするけども、
手塚様	本堂の前のあそこは遊び場みたいな、園児の。
寺原議員	法人格持ってるから、そのまま続けられているというふうなことですね。
手塚様	だから、それはそれで子どもみんな無償化の対象になっている。 だから現場を見てほしいというのが、うちはある程度の運動場も確保してるしですね、駐車場広いし、園舎も30人には、ちょうどいいぐらいの園舎でやっているからですね、そこら辺が厳しいところで、今、国は認定こども園にせると、どこの幼稚園にもそれ言ってる。 だから、朝倉辺の幼稚園も認定こども園にしている。ということは、保育所と幼稚園を一緒に、文部省と厚生省一緒に。 だから、それに変えた久留米辺りの幼稚園がみんな大変と言って悔やんでいる。このシステムはですね。 片や幼稚園の弁当持ってこないかん、片や保育園だから給食、それが一緒に敷地でですね、そこら辺もちょっとですね、私たちが納得いかんとこじゃあるけど。 ただ、今の状態でできたら一番いいけど、できんだったらですね、どうしようもない。
寺原議員	はい、分かりました。ありがとうございます。
委員長	他にありませんか、質疑。 質疑がないようです。 これで質疑を終わります。 以上で、請願者からの説明が終わりましたので、請願者、紹介議員、教育課長、こども課長の皆さんには退席をしていただきます。 大変お疲れさまでした。 (請願者・紹介議員・課長退席)
委員長	これより、請願第4号の討論に入ります。 まず、反対者の反対討論を許します。 (反対討論なし)
委員長	次に、賛成者の賛成討論を許します。 河内議員
河内議員	私は、請願書に署名した1人として、この請願に賛成を表明したいと思います。以上です。
委員長	他にありませんか。 寺原議員
寺原議員	今、事情をちょっと請願のほうからも聞きましたけども、教育の機会均等という意味からも、ぜひこれは出していきたいというふうなことですけども。

	<p>もう1つはやっぱり、筑前町の中でも待機児童がもう既にある中でですね、大念寺さんまでが存続がですね、継続が難しいということになると、また待機児童が増えていくという現実があると思うんですね。そういう上からもぜひ、この意見書を上げていきたいというふうに思います。</p>
委員長	<p>他にありませんか。 討論がないようですから、以上で討論を終結します。 これより、請願第4号『「幼稚園類似施設を幼児教育・保育の無償化の対象に含めること」にかかわる意見書の提出を求める請願書』を、採決します。 請願第4号は、採択することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)</p>
委員長	<p>挙手全員です。 したがって、本件は、採択といたしました。 お諮りします。 ただ今採択しました請願第4号は、お手元にお配りしました請願書記載のとおり、意見書を関係行政庁へ提出したいと思っております。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
委員長	<p>異議なしと認めます。 それでは、請願第4号は、地方自治法第99条の規定により、関係行政庁へ意見書を提出します。 続けて、請願第5号の討論を行います。 まず、反対者の反対討論を許します。 (反対討論なし)</p>
委員長	<p>次に、賛成者の賛成討論を許します。 河内議員</p>
河内議員	<p>署名をした1人として賛成を表明したいと思っておりますが、やはり国が手当をしてくれるまではですね、県にも求めていくべきだと思います。 よって、賛成を表明し討論とします。</p>
委員長	<p>他にありませんか。 寺原議員</p>
寺原議員	<p>請願第4号と同じ理由をもちまして、この5号にも賛成をいたします。</p>
委員長	<p>他にございませんか。 はい。</p>
横山議員	<p>先ほどの完全無償化ということについては、なかなかハードルが高いことだと思います。 じゃあその間、今、意見も出ましたけども、やはり他の幼稚園、保育園対象者と同じようにですね、出ないんであれば、当面の間やっぱり補助を出してやるというのが、同じ教育を受けさせると、同じレベルで教育を受けさせることが大切じゃないかなということで、賛成といたします。</p>
委員長	<p>他にありませんか。 討論がないようですから、以上で討論を終結します。 これより、請願第5号『「幼稚園類似施設に通う幼児に対する利用料の補助」にかかわる意見書の提出を求める請願書』を、採決いたします。 請願第5号は、採択することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)</p>
委員長	<p>挙手全員です。</p>

	<p>したがって、本件は、採択といたしました。 お諮りします。 ただ今、採択しました請願第5号は、お手元にお配りしました請願書記載のとおり、意見書を関係行政庁へ提出したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
委員長	<p>異議なしと認めます。 それでは、請願第5号は、地方自治法第99条の規定により、関係行政庁へ意見書を提出します。 なお、本委員会の審査結果の報告書等の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
委員長	<p>ご異議がありませんので、そのように決定いたしました。 以上で、本委員会に付託された請願の審査は終了しましたので、文教厚生常任委員会を散会します。 本日はどうもお疲れさまでした。 (10:20)</p>
	<p>上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するために署名する。</p> <p style="text-align: center;">文教厚生常任委員長 </p>